

4月実施の「要介護認定制度の見直し」の撤回を求める意見書

厚生労働省が国民の強い反対を押し切って4月から実施した「要介護認定制度の見直し」では、これまでより審査結果が軽度に出ることが多く、問題となっている。

特に重大な点は、今回の変更が、厚生労働省の内部資料の中で、「介護報酬改定」のためには「さらなる財源確保策が必要」とし、「認定の適正化」など「介護給付の適正化」をすれば200億円から300億円縮減できるとし、「要支援2」と「要介護1」の割合を5対5から概ね7対3へと軽度を増やす方法も明記していることである。

給付費を削減することが狙いの今回の要介護認定制度の変更は、介護保険をますます使いにくくするものである。

よって、国会及び政府においては、「要介護保険認定制度の見直し」は撤回し、現場の専門家の判断が生かされ、必要な介護を提供できる認定制度への抜本的改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年(2009年)6月4日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道
及び改革維新の会所属議員全員

